

**表 1-7 本県の主な再生可能エネルギー導入状況及び県内の設置事例**

区分	導入状況 (H29年度末時点)	導入目標 (2022(H34)年度)	設置事例 (設置場所, 規模)
太陽光発電	1,578,172kW	2,970,000kW	民間太陽光発電施設 (鹿児島市, 70,000kW)
風力発電	262,520kW	371,000kW	民間風力発電施設 (長島町, 2,400kW×21基) 民間風力発電施設 (薩摩川内市, 2,300kW×12基)
小水力発電	11,882kW	25,890kW	民間小水力発電施設 (肝付町, 995kW) 民間小水力発電施設 (霧島市, 980kW)
地熱発電 (バイナリー)	6,570kW	10,900kW	民間地熱バイナリー発電施設 (指宿市, 1,580kW)
バイオマス発電	90,000kW	228,000kW	民間バイオマス発電施設 (薩摩川内市, 23,700kW)
バイオマス熱利用 (原油換算)	124,523kL	168,000kL	市木質バイオマス熱利用施設 (鹿屋市, 239kL)
バイオマス燃料 製造	212kL	500kL	民間バイオマス燃料製造施設 (鹿児島市, 100kL)

### 第3節 省エネルギー対策の推進

本県では、平成23年3月に策定した「県地球温暖化対策実行計画」において、本県における地球温暖化防止のための総合的な対策として、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に省エネルギー等の地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針を定め、各種施策を推進しています。

その中で、県民や事業者、行政が一体となって環境保全に向けて具体的な実践活動に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」において、電気・水・燃料の削減のための重点行動項目を定め、各家庭や事業所等における実践活動の促進や、身近にできる省エネルギーの取組を推進しました。

また、県自らの省エネルギー対策として、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき冷暖房温度の管理や消灯の励行などの節電、日常的な節水、低公害車の導入等を実施し、上水・電気・燃料の使用量削減に取り組んでいます。

#### 1 環境マネジメントシステム

##### (1) 県環境マネジメントシステム

県における環境保全の取組として、「県環境マネジメントシステム」を運用しており、本庁舎（行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎）を対象に、オフィス活動に加え、公共事業を含む事務事業全般の環境負荷の低減に取り組んでいます。

##### (2) 平成29年度実績と評価

###### ① 環境目的・目標の達成状況

県では、「県環境マネジメントシステム」に基づき、オフィス活動や公共事業を含む事務事業全般について、毎年度具体的な目標を設定し、環境負荷の継続的な低減や環境汚染の未然防止に努めています。平成29年度の運用実績では、表1-8のとおり10項目の目標のうち9項目について目標を達成しました。

**表 1-8 環境目的・目標の達成状況（全体）**

取組方針 (環境目的・目標)	目標数	達成状況	
		目標達成	目標未達成
(全体)	10	9	1
オフィス活動	6	5	1
イベント	1	1	-
公共事業	1	1	-
庁舎等施設管理	1	1	-
環境に有益な事務事業	1	1	-

**② オフィス活動における環境負荷低減の取組**

「県庁環境保全率先実行計画」，「県環境物品等調達方針」に基づき，省資源，省エネルギー，グリーン購入，廃棄物の減量化など6項目の環境目標を設定し，環境負荷の低減に取り組んでいます。

平成29年度は，表1-9のとおり5項目について削減目標を達成しましたが，用紙類の使用量削減，廃棄物総量の削減において目標を達成することができませんでした。

**表 1-9 オフィス活動の成果**

環境目標		実績	
用紙類の使用量を削減する	平成28年度の使用量に対し，1%以上削減する。	×	平成28年度比4.6%増
公用車燃料の使用量を削減する	平成28年度使用量に対し，1%以上削減する。	○	平成28年度比4.8%減
電気・ガスの使用量を削減する	平成22年度の使用量に対し，10%以上削減する。（エネルギー使用量（原油換算））	○	平成22年度比18.9%減
上水の使用量を削減する	平成21年度の使用量に対し，10%以上削減する。	○	平成21年度比13.2%減
鹿児島県環境物品等調達方針に基づく物品等を調達する。	調達推進品目について，機能・性能上その他特別な理由がない限り鹿児島県環境物品等調達方針に基づく物品等を調達する。	○	調達方針に基づく調達がなされた。
廃棄物総量の抑制，分別の徹底及びリサイクルの推進	平成28年度の発生量に対し，1%以上削減する。	○	平成28年度比3.3%減

**③ イベント等の開催に伴う環境負荷低減の取組**

県の行うイベントについては，「エコイベントマニュアル」に基づき，環境配慮型イベントの開催を推進しました。

**④ 公共事業に係る環境配慮活動**

公共事業については，建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）による指針，県における「再生資源活用工事等実施要領」等に基づき，取り組みました。

**⑤ 庁舎等設備管理における環境負荷低減の取組**

「法的要求事項調査表」に基づき，庁舎等設備管理における環境負荷低減の取組を推進しました。

**⑥ 環境に有益な事務事業**

環境に有益な事務事業については，鹿児島県環境基本計画に基づき取り組みました。

### (3) 環境方針

本庁組織の事務事業に関して、環境の保全・創造のための施策を継続的に推進するため、知事が次のとおり「環境方針」を定めました。（平成17年10月14日策定、平成26年4月1日改定）

## 環 境 方 針

### 1 基本理念

私たちのふるさと鹿児島県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土に緑豊かな森林や美しい海岸線、多様な野生生物など特色あるすぐれた自然に恵まれています。

私たちには、このかけがえのない恵み豊かな自然環境を大切に保存しながら、次の世代に引き継ぐ責務があります。

本県の環境は、全般的におおむね良好に維持されていますが、今日の環境を取り巻く状況は、生活排水等による水質汚濁や廃棄物などの身近な問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模で取り組むべき課題が顕在化してきています。

これらの問題の解決には、自らの日常生活や事業活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、県民・事業者・行政が協働して自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要があります。

このため、鹿児島県は、独自の環境マネジメントシステムを導入し、県が自ら行う事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減を図るとともに、「人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現」を目指します。

### 2 基本方針

基本理念を踏まえ、次のとおり基本方針を設定します。

(1) 鹿児島県環境基本計画に基づき、環境の保全・形成のための施策を推進します。

ア 地球を守る脱温暖化への貢献

イ 地球にやさしい循環型社会の形成

ウ 自然あふれる癒しのかごしまづくり

(2) オフィス活動においては、「県庁環境保全率先実行計画」、「鹿児島県環境物品等調達方針」に基づき、省資源、省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量化など環境負荷の低減に努めます。

(3) イベント、公共事業、庁舎等施設管理において環境に負荷を与える活動については、環境配慮を推進し、環境への負荷の低減に努めます。

(4) 法令等を順守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。

(5) 職員の環境保全意識を高め、環境に配慮した行動が定着するよう努めます。

この環境方針は、全ての職員に周知するとともに、公表します。

## 2 環境共生住宅の促進

環境共生住宅とは、地球環境問題や資源・エネルギー問題、住宅の質や居住環境の問題といった今日の住宅を巡る様々な状況に対処するために生み出された「住宅とその居住環境」に関する思想と手法の体系です。

鹿児島県においては、極めて多様で変化に富んだ地形と自然環境が特徴となっていることから、地球環境や資源・エネルギー消費のあり方等に加え、多様で良好な自然環境を保全・活用しながら、快適な生活環境の実現に向けた環境共生住宅のあり方を検討し、『かごしま環境共生住宅ガイドブック』を平成14年3月に作成しています。これを県のホームページで紹介することにより、広く情報の提供を行い、環境共生住宅の普及・促進に努めています。

また、環境共生モデル団地として整備された鹿児島市松陽台町のガーデンヒルズ松陽台において、「鹿児島県省エネルギー体験住宅」を平成23年4月にオープンしました。太陽光発電システムをはじめ家庭用燃料電池、LED照明等の省エネルギー設備や自然通風換気システムなどを備えた、誰でも気軽に立ち寄れるモデルハウスとなっており、体験を通じた環境共生住宅への取組の促進を図っています。

## 第4節 森林の整備・保全の推進

森林は、二酸化炭素の吸収や、再生可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた「低炭素社会」の実現に重要な役割を担っているほか、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養の場の提供など公益的機能を有し、県民生活に深く結び付いています。

しかしながら、近年、県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により、間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下した森林の増加が懸念されています。

このようなことから、森林の有する多様な機能を高度に発揮させ、安全で潤いのある県土の形成に資するため、森林の適正管理に努めるとともに、県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなど、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

### 1 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

#### (1) 間伐や人工造林等の実施

森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、「生き生き間伐推進5箇年計画（平成25～29年度）」に基づいた地域ぐるみの間伐（3,252ha）や人工造林（655ha）等の森林整備を実施しました。

#### (2) 木材の利用

県産材を使用したかごしま木の家づくりや、公共施設の木造・木質化を推進するなど、間伐材をはじめとした木材の利用を促進しました。

#### (3) かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度

平成23年1月に創設した「かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO<sub>2</sub>吸収量を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を促進しています。

また、平成25年度から、新たに木質バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量の認証を行い、企業等における地球温暖化対策の取組を促進しています。

- ・かごしまCO<sub>2</sub>吸収量の認証 6件（196t-CO<sub>2</sub>）（平成29年度）
- ・木質バイオマスによるCO<sub>2</sub>排出削減量の認証 9件（2,702t-CO<sub>2</sub>）（平成29年度）